

青梅市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

林地台帳等の閲覧または交付に関する手数料を定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市事務手数料条例の一部を改正する条例

青梅市事務手数料条例（平成 1 2 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|---------------------------|--|-----|
| 38 前各項のほか、市長の指定する事項に関する証明 | 1 件につき 300 円 (郵便等による申請および交付の場合にあっては、1 件につき 400 円) | 交付時 |
|---------------------------|--|-----|

」を

「

| | | |
|---|--------------|----------|
| 38 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）にもとづく林地台帳の閲覧または交付 | 1 筆につき 450 円 | 閲覧または交付時 |
|---|--------------|----------|

| | | |
|--------------------------------|--|----------|
| 39 森林法にもとづく森林の土地に関する地図の閲覧または交付 | 1 件につき450円 | 閲覧または交付時 |
| 40 前各項のほか、市長の指定する事項に関する証明 | 1 件につき 300 円 (郵便等による申請および交付の場合にあっては、1 件につき 400 円) | 交付時 |

」に

改める。

付 則

この条例は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

青梅市事務手数料条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正により、市町村が統一的な基準にもとづき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設されたことに伴い、林地台帳等の閲覧または交付に関する手数料を定めようとするものである。

2 改正の内容

林地台帳等の閲覧または交付に関する手数料の追加（別表関係）

| 徴収する事項 | 金額 | 徴収時期 |
|--------------------------------|-----------|----------|
| 38 森林法にもとづく林地台帳の閲覧または交付 | 1筆につき450円 | 閲覧または交付時 |
| 39 森林法にもとづく森林の土地に関する地図の閲覧または交付 | 1件につき450円 | 閲覧または交付時 |

3 施行期日

令和元年11月1日